

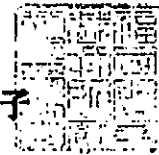
これは正本である。

平成24年1月27日

福岡地裁所

表紙所書記官

齋藤 真美子



(別紙)

第1 当事者の表示

福岡市

原

告

福岡市

被

告

同代表者代表取締役

同

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、33万9000円及びこれに対する平成23年8月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2 請求の原因

原告が、平成6年12月10日、被告から福岡市  
所在のマンション  
401号室を借り受けるに際し、被告に交付した敷金35万円の内、原告の過失による損耗を控除した残金33万9000円及び遅延損害金の各支払請求（平成23年8月4日建物明渡）

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務として25万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成24年1月末日限り、銀行  
の 名義の普通預金口座 に振り込んで支払う。この振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 被告が前項の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の残金及びこれに対する平成24年2月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上